

報告第四号

地方自治法第一七九条によりて次の通り事決
処分をした

記

固定資産税免除に関する件

三朝町税条例例(昭和三九年三朝町税条例第三号)
第五四条の規定にかゝらず中国電力株式会社
に対して課する固定資産税の内た記物件については
地方税法第三六七条の規定の適用によりこれを永久
に免除する

記

一 中谷幹第三四号より各需用場所に至る
までの配電の電気工作物

右事決する

昭和三十一年十一月一日報告

三朝町長坂出雅



三朝町長坂出雅 承認

三朝町議会議員天野康

